

戸籍副本データ管理システムの構築

現 状

- ・ 戸籍情報は、市区町村に正本を備え、管轄法務局に副本を保存することとされ（戸籍法第8条）、戸籍の正本が滅失した際は、副本に基づき再製を行う。
- ・ 管轄法務局に備える副本は、1年に1回磁気テープに格納されて送付される。

戸籍正本滅失の事例

東日本大震災において、宮城県及び岩手県の4市町において、役場が津波の被害を受け、戸籍正本が滅失した。

宮城県の南三陸町においては、同町を管轄する仙台法務局気仙沼支局も津波の被害を受け多くの帳簿等が流出したが、幸いにも戸籍副本等については、3階の書庫に保管されていたため、被害を免れた。

戸籍正本が滅失した4市町は、管轄法務局に保管されていた戸籍副本等により、速やかに戸籍の再製をすることができた。

仮に法務局に保管されていた戸籍副本まで滅失した場合には、戸籍の再製に困難を極め、長期間にわたって、親子関係、婚姻の有無等といった親族的身分関係の証明ができず、相続手続を行うことが不可能になるおそれがあるほか、親族的身分関係の確認ができないことから、婚姻等新たな身分行為を行うことも困難になるおそれがある等、国民が多大な不利益を被ることになる。

問 題 点

- ・ 市区町村と管轄法務局は近接地にあり、災害時には、正本及び副本が同時に滅失する危険がある。
- ・ 副本データの更新が、1年ごとであるため、災害等により正本が滅失した場合には、届書に基づき、副本データ作成後の更新情報を入力しなければならないが、届書も滅失しているおそれがある。
- ・ 副本テープ送付時の事故等により個人情報流出する危険がある。

<震災後の南三陸町役場>

※写真右側にあった庁舎が完全に流された。



<震災後の気仙沼支局>

外観



2階事務室の様子



遠隔地に設置したサーバに1月ごとに送信して管理する

対 応 策

- ・ 全国3か所の法務局に副本サーバを設置
- ・ 全国の市区町村を、戸籍数が均等になるように3分割し、それぞれの副本データを遠隔地にある副本サーバに保全
- ・ 市区町村は1月ごとにLGWANを経由して副本データを送信

効 果

- ・ 災害時における重要データの被害を最小化するとともに、業務継続への支障を回避
- ・ 重要なデータである国民の身分関係情報の迅速な回復

